

＼ 令和7年7月から ／

中学校の学校体育施設開放に 2か月前申請を新設します！

令和7年9月から中学校の土曜日及び祝日の部活動が見直されることに伴い、中学生の運動機会を確保するため、中学生が主体で活動する団体を対象として、土曜日及び祝日の午前・午後の時間区分で2か月前から利用申請ができるようになります。

対象



対象となる学校 … 各中学校

申請可能な区分 … 土曜日及び祝日の午前・午後（夜間を除く）

申請できる団体 … 中学生が主体で活動する団体（※1）

※1 「中学生が主体」とは、利用する団体人数のおおむね半数以上が中学生であること。

申請方法



使用日の2か月前の1日から月末までに、使用許可申請書と併せて誓約書（※2）を利用する中学校へ提出

※2 誓約書は「中学生が主体」の団体であることを確認するものです。様式は各中学校で配布しています。

利用日1か月前から受付している通常の利用申請、
『小学校』及び『くすのき特別支援学校』の申請方法に変更はありません。

【問合せ】

豊橋市役所 文化・スポーツ部 スポーツ課

☎ 0532-51-2866 ✉ sports@city.toyohashi.lg.jp



こちらをご覧ください
（スポーツ課HP）